

事業継続計画

沼田商工会議所

平成30年 4月 9日 作成
令和 7年11月 1日 改訂（第5版）

(P1)

BCPの基本方針

【本BCPの発動基準】 沼田市内で震度5強の地震が発生

当所においてBCP(事業継続計画)を策定・運用する意義・目的とともに、当所の特性を踏まえ、緊急時に事業継続を図る上で要点となり得る事項は以下のとおりである。

1. BCP策定・運用の意義・目的:

①会員事業所にとって(信用):

当所が早期に機能を回復することで、会員事業所等の被害状況の把握と、早期かつ、効果的・効率的に復旧支援に取り組むことができる。また、BCP作成を通じて、BCPについて学ぶことにより、今後、会員事業所向けにBCP作成支援・アドバイスが可能となる。

②職員にとって(雇用):

職員とその家族の安全を確保できる。また、連絡方法が確立するため、無用の混乱が防止できる。

③地域にとって(活力):

地域経済の早期復旧・復興に貢献できる。

2. 緊急時に事業継続を図る上での要点(意識すべき事項):

①関係機関との相互連携・支援

群馬県、沼田市、沼田市東部商工会並びに4会議所(渋川、富岡、藤岡)等の連携と行政機関及び県内・北関東三県の商工会議所間の相互連携・支援。

②地域・会員事業所への貢献

地域経済の復旧状況や生活物資の販売情報を発信し、会員事業所等の早期事業再開を支援するとともに風評被害の防止に努める。会費等の請求は被害状況を調査・把握して判断する。

③公的支援制度の活用

公的制度資金により、資金繰りの支援を行う。

3. BCP及び災害計画の更新時期:毎年 4月 作業開始・作業完了(年 1回更新)

※顧客・在庫・仕入先に大幅な変更があった場合、商品・サービスの変更・追加、生産ラインの組み替え、人事異動等が合った場合は見直しの必要性を検討し、必要があれば即座に変更内容をBCPIに反映する。

(P2)

BCPの策定・運用体制

当所において、BCP(事業継続計画)を策定する体制、平常時にBCPの運用を推進する体制、及び緊急時にBCPを発動し継続対策を推進する体制は以下のとおりである。各責任者は、経営者自らがあたるべきである。なお、サブリーダー、緊急時の体制におけるそれぞれの代行者について、以下のように定めることとする。

1. BCPの策定体制:

①責任者 : 小菅専務理事

②サブリーダー: 黒田事務局長

2. 平常時におけるBCPの運用推進体制:

①責任者: 小菅専務理事

②サブリーダー: 黒田事務局長

③連携する期間や団体等

群馬県内各地商工会議所、群馬県商工会議所連合会、関東商工会議所連合会、日本商工会議所、沼田市、沼田市東部商工会他利根郡内商工会、群馬県、アクサ生命保険株式会社、ぐんま共済協同組合、群馬県信用保証協会、日本政策金融公庫前橋支店

④BCP運用の対象者: 職員全員

3. 緊急時におけるBCPの発動体制

①責任者(=災害対策本部長): 井熊会頭

[代行者(=副本部長)]須田副会頭、今井副会頭、塩浦副会頭

(事務局責任者: 小菅専務理事

[代行者: 黒田事務局長])

②会議所機能回復班リーダー: 黒田事務局長

[代行者: 山元(松本)主任]

③被害状況調査班リーダー: 木村係長

[代行者: 吉野主任]

④業務遂行・緊急窓口設置班リーダー: 林主任

[代行者: 松本主任]
